

情報公開・個人情報保護審議会

第1回 特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成26年11月11日（火） 午前9時～午前11時45分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 部会委員

多賀谷一照部会長、藤谷護人副部会長、稲垣総一郎委員

(2) オブザーバー委員

内山洋委員、中原秀治委員

(3) 事務局

久我政策法務課長、金森同課課長補佐、石川同課主査、大槻同課主任主事
中村同課主事

(4) 実施機関

(市民サービス課)

山根市民サービス課長、田中同課係長、林同課主事

(税制課)

竹内税制課長、山根同課主査

(課税管理課)

前田課税管理課主査、吉野同課主査

(情報システム課)

吉田情報システム課主査、渡辺同課主任主事

(業務改革推進課)

中村業務改革推進課番号制度準備室長、金澤同課主査、豊田同課主任主事

4 議 事：

(1) 部会長及び副部会長の選任

(2) 全項目評価書の事前点検について

ア (旧) 住民基本台帳オンラインシステム (住民基本台帳に関する事務)

イ 税務システム (①個人市民税に関する事務、②固定資産税・都市計画税に関する事務)

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に多賀谷委員、副部会長に藤谷委員が選任された。

(2) 全項目評価書の事前点検

全項目評価書について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

(3) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(久我政策法務課長) 定刻となりましたので、ただいまから、第1回特定個人情報保護評価部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、政策法務課の久我でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、非公開の会議として開催しておりますので、ご承知おきください。

この後、議事に入りますが、今回初めての部会でございます。部会長の選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数ですが、本日は、部会委員3名全てご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項で準用いたします、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、7月31日の審議会におきまして、部会委員3名以外の方でも、希望があれば、オブザーバーとしての出席も可能ということになっていたかと思っております。本日、内山委員さん、中原委員さんから希望がありまして、御出席していただいております。

◆議事(1) 部会長及び副部会長の選任

(久我政策法務課長) それでは、議事(1)部会長及び副部会長の選任でございます。

部会設置要綱第2条第4項の規定によりまして、委員の皆様方の互選で部会長と副部会長を選出していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(稲垣委員) この部会はかなり専門的な分野ですので、お二人とも専門的だと思うのですが、多賀谷先生が経験も豊富かなということで、部会長になっていただいて、藤谷先生には、やっぱり専門的な知識も経験も豊富なので、副部会長になっていただけたらいかかと思っております。

(久我政策法務課長) ありがとうございます。

ただいま、多賀谷委員さんに部会長を、そして藤谷委員さんに副部会長をというご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(久我政策法務課長) ありがとうございます。

それでは、ご異議がないということで、多賀谷委員さんに部会長を、そして藤谷委員さんに副部会長をお願いしたいと存じます。

それでは多賀谷部会長さん、席のご移動をお願いいたします。

それでは多賀谷部会長さん、藤谷副部会長さんから、順次ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(多賀谷部会長) 人数が少ないので、座ってご挨拶いたします。

3人ということで、稲垣先生からご推薦いただいたわけですが、会議資料を事前に読ませていただいて、率直な感想なのですが、昔、国立大学が法人化するときに、文科省から自己点検・評価を行うように言われて、そのときも作業を進めたというのを思い出しました。膨大な点検項目を文科省から示されて、それを各学校の先生方が、これをやっているという研究をする時間がなくなるといってながら、おやりになっていたのを思い出しました。

この作業は結果、内容を見てこれで良いと言ってしまえば、それで終了なのですが、実態としてこういう作業は結果よりも、過程として、そういう点検作業をやるということ自体に意味があります。大変な作業ですが、と言いますか、もう既に市職員の方々がかなりの労力を割いて、こういう作業を行っていただいているので、我々としてもそれをチェックするという役割を確保したいと思います。

(久我政策法務課長) ありがとうございます。

それでは続きまして、藤谷副部会長さん、お願いいたします。

(藤谷委員) 稲垣先生からのご指名でございますので、謹んでお受けしたいと思っております。

多賀谷部会長の方針を尊重しながら進めていきたいと思っておりますが、特定個人情報保護評価という制度自体が、前回の審議会でもご説明がありましたように、やはり全国、千葉市、市民にとっても非常にベースの所で不安感が大きく、この制度自体、システム自体をスタートしなければならないという所で、この部会そのものの存在意義があると思っております。ということは、非常に重い責任を負っているということは認識させていただきながら、私も資料の膨大さに今日の会議の他に、もう1回会議が用意されていますが、果たしてできるのかなという不安感を持ちながらですが、最大限、目的に沿うように努力をして参りたいと思っております。よろしくお願いたします。

(久我政策法務課長) ありがとうございます。

それでは、これからの議事は、多賀谷部会長さん、よろしくお願いたします。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

(多賀谷部会長) それでは、会議次第に従いまして、議事を進めます。

まず、議事(2)「全項目評価書の事前点検」について、事務局ご説明をお願いします。

【事務局の説明】

(金森政策法務課課長補佐) 事務局の政策法務課課長補佐の金森と申します。資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は次の7種類です。

- ① 資料1-1 全項目評価書一覧(3事務)
- ② 資料1-2 今後のスケジュール
- ③ 資料2-1 特定個人情報保護評価指針の解説(第10の1(2)「審査の観点」)
- ④ 資料2-2 特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における考慮事項(平成26年8月26日 特定個人情報保護委員会)
- ⑤ 資料3-1 住民基本台帳に関する事務(全項目評価書)
- ⑥ 資料3-2 個人市民税に関する事務(全項目評価書)
- ⑦ 資料3-3 固定資産税・都市計画税に関する事務(全項目評価書)

また、関係資料として、薄い青色のフラットファイル3部(「第1住基システム関係資料」、「第2税務システム関係資料」、「第3両システム共通資料」)と、濃い青のファイル1部(保護評価関係資料)があろうかと思っております。

今回ご審議いただく(旧)住民基本台帳オンラインシステムと税務システムについては、それぞれ専門機関に審査委託を行っております。その評価を行う際に、保護評価書以外で参考としたものが、そちらの薄い青のフラットファイルでございます。

次に、濃い青色のファイル(保護評価関係資料)です。今後、特定個人情報保護評価を行うに当たり、参考となる資料、例えば、保護評価指針の解説などを綴っております。

これら4つのファイル、特に薄い青色のファイルにつきましては、セキュリティ対策実施手順など、持ち出しについてはセキュリティ上、一定の手続を要するものも多く混ざっておりますので、基本的にはこの部会で審議いただくときのみ使用する資料として用意させていただいております。

以上が資料の説明でございます。

それでは、本日の配付資料、資料1から順に説明をさせていただきます。

まず資料1-1「全項目評価書一覧(3事務)」をご覧ください。先の審議会でご説明いたしましたように、今回審議会に対する諮問は、「(旧)住民基本台帳オンラインシステム」「税務システム」という2つのシステムを単位として行っておりますが、実は特定個人情報保護評価にかかる評価書、この評価書の書式では、基本的には事務の単位で作成

することとされ、その事務の中でどんな特定個人情報保護ファイルが存在するかを明らかにするように設定されております。

それを示していますのが、この資料で、全項目評価書名の欄が事務の範囲を、またファイル名の欄がその事務で使用する特定個人情報保護ファイルの名称を記載しております。なお、この事務の単位といいますのは、マイナンバー法の別表第1に掲げる事務の単位と同一とすることを原則とし、評価実施機関の判断で、その事務を分割、または統合した事務の単位で実施することも可能とされておりますので、今回はその例に習いまして、3つの事務とし、評価書は3-1から3-3という形で、順に作成させていただいております。

続きまして、資料1-2「今後のスケジュール」です。こちらは、今年度中の今後の作業スケジュールの案でございます。今回の作業工程を何らかの区分で区切るとすると、資料の中ほどにあります11月19日から予定しております市民意見聴取までの期間に何をするか、また、第2回目保護評価部会（1月8日）の第三者点検までの間、何をするか、さらに、2月6日に審議会（全体会）の開催を予定していますが、それまでの期間に何をするか、ということに区切られようかと思っております。

まず、11月19日からの市民意見聴取に向けての作業については、本日の資料3-1から3-3ということで、現時点での評価書の案と専門業者に審査を委託したその結果を評価書と左右に対照できるようにしたものをお配りしております。特に今回はそちらの左側、つまり評価書について表現を手直した方が良いとか、もう少し分かりやすい形にした方が良好などにつきご意見をいただきたいと本日は考えております。

それらを踏まえまして、今週中に市民意見聴取に付す保護評価書を調整いたしまして、本日お見えのオブザーバーの方を含めました審議会委員の全員に来週月曜日（11月17日）を目途に保護評価書を発送した上で、11月19日から市民意見聴取手続を進めて参りたいと考えております。なお、この期間は法定で30日となっております。

次に1月8日の第2回保護評価部会（第三者点検）に向けての作業につきましては、資料3以下「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」、3-1から3-3までの主に右側、つまり審査の観点について、このようなものを加えた方が良好というご意見。また本日は先ほど薄い青のファイル、濃い青のファイルで評価書以外の仕様書や取扱要領などの評価書だけでは分からない部分の資料を配付させていただいておりますので、もう少し手直しをした方が良好とか、こう改善した方が良好とかというご意見、またお気づきの点等あれば、本日を含めまして、今月中にいただきたいと考えてございます。

そちらと11月19日から始まります市民意見聴取による市民からの意見に対する対応と合わせまして、平成27年1月8日の第2回保護評価部会（第三者点検）に提出する評価書及び審査基準等を作成し、今年中に部会委員の皆様へ送付できればと考えております。

最後に、2月6日の審議会（全体会）に向けての作業につきましては、第2回保護評価部会（1月8日）の第三者点検でいただいたご意見等をもとに、評価書等を調整していくこととなります。その際、第三者点検とともに全体会への報告書案も審議することになろうかと考えております。

以上が全体的なスケジュールの説明ですが、先の7月31日の審議会（全体会）でご説明したスケジュールより、現在は2～3週間遅れ気味になっておりまして、このようタイトなスケジュールになってしまったことをここでお詫びさせていただきます。

なお、来年度、特定個人情報保護評価を予定している5システムにつきましては、それぞれ予定どおりの実施を考えており、特に前倒しすることはございません。したがって、2月6日の審議会（全体会）では、それら5システムのシステム概要をご説明させていただく予定でございます。

次に資料2-1「特定個人情報保護評価の指針の解説（抜粋）」をご覧ください。こちらは資料2-2「特定個人情報保護評価の指針第10（2）に定める観点における考慮事項」とあわせまして、国の特定個人情報保護委員会が自ら国の行政機関等の特定個人情報

保護評価を行う際に審査の観点とする事項を公表したものでございます。

今、ご覧いただいております資料2-1は、平成26年4月18日に公表されたものでございまして、その中で1(2)審査の観点につきましては、アの適合性において、この指針に定める実施手続等に適合しているか、イの妥当性におきましては、評価の目的等に照らして妥当かという観点、アとイそれぞれ6項目と12項目、あわせて18項目が示されております。裏面まで続いております。適合性につきましては、今申し上げましたように手続等に適合しているかどうかということでございますので、いわば形式的な審査、妥当性につきましては、目的等に照らして妥当かということでございますので、実質的な審査の意味合いが強くなった視点になっております。

資料2-2「特定個人情報保護評価の指針第10(2)に定める観点における考慮事項」をご覧ください。

平成26年8月26日特定個人情報保護委員会と右側に書いてある資料でございます。今申しましたように、こちらは今ご説明した資料2-1の方の視点をさらに詳細化して、7月30日の審議会(全体会)の後である8月26日に国が示したものでございます。

資料2-2を4枚ほどおめくりいただきますと、今回お示しした資料3-3と同じようなものが出てくるかと思えます。左側が実際の評価書の書式、右側がその評価書の書式に合わせてページごとに視点を詳細化したものをここに落としたものでございます。

こちらの資料を参考にいたしまして、これからご説明する資料3-1の以下の資料、実際に今回評価を行いました3つの事務につきまして、資料を作成したところでございます。

それでは、資料3-1をご覧ください。この第三者評価に先立ち、審査委託を行ったのですが、その審査委託の結果を、今ご説明した資料2-2のような形で実際の3つの評価スタイルでまとめたものが、この資料3-1から3-3ということになります。左側が実際の評価書の記載で、右側の「審査の観点(指針第10(2))」、また、「審査の観点における主な考慮事項」、「審査の観点における主な考慮事項(細目)」といった3つの欄が、今ご説明した資料2-2の審査の観点をページ単位で記載したものです。最後の所見、コメント欄という所が委託業者の審査結果を記載したものでございます。

個々の評価書につきましては、私の説明の後、各所管課が、今日出席いたしておりますのでご説明いたしますが、委託業者の審査結果では所見やコメントにおいて、評価書に問題ありというような記載は、今見ていただきました資料3-1のⅢの①、保護評価書のページでいきますと42ページ、また、Ⅲの②、保護評価書ページでいきますと54ページ、またⅢの③、評価書ページでいきますと64ページ、いずれも特定個人情報の提供・移転にかかるルールに関する視点という所ですが、そちらについて一部指摘があるだけで、その他は特に指摘はございませんでした。

最後に、スケジュールで説明した事項の繰り返しになるのですが、本日は、今ご覧いただいております資料3-1から3-3までを参考に、評価書自体の記載内容や評価の視点として入れるべき点につきご意見をいただき、それ以外の資料に基づく意見等につきましては、今月中にいただきたいと考えております。

また、1月8日の第2回保護評価部会におきましては、資料3-1のご覧いただいた右側の所見とコメント欄のほうを、保護評価部会としての所見とコメント欄に変えて議論していくような形を、現在は考えているところでございます。

以上が議事(2)全項目評価書の事前点検についての事務局からの説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします

【意見交換等】

(多賀谷部会長) それでは、全項目評価書事前点検の概略の説明をいただきましたが、何か今の説明について、ご意見、ご質問ありますか。

(藤谷委員) この資料2-1の保護評価指針第10の1(1)「承認対象」の所ですが、単なる読み方の問題だと思うのですが、1段落目に「委員会は、・・・行政機関等から委

員会に提出された全項目評価書を審査し、承認するものとする。」とあって、2段落目に「委員会は、基礎項目評価書、重点項目評価書、地方公共団体等から提出された全項目評価書及び任意で提出された全項目評価書の承認は行わない」と記載されている。この1段落目の全項目評価書と第2文の地方公共団体等から提出された全項目評価書というのは、どう違うのですか。

(金森政策法務課課長補佐) 説明不足で申し訳ございません。マイナンバー法のスキームといたしましては、国の行政機関と地方公共団体、それぞれが特定個人情報保護評価を行うことになっていますが、国の行政機関につきましては、この1段落目の行政機関に当たり、国の特定個人情報保護評価委員会に提出して、そこで第三者評価を得るということになります。

(藤谷委員) この最初の、1段落目の「委員会」は、国の特定個人情報保護評価委員会ということですね。

(金森政策法務課課長補佐) はい。

(藤谷委員) これを千葉市でやる場合には、1段落目の千葉市に読みかえて、2段落目は、ある意味では、基礎項目評価書、重点項目評価書の部分を除くと、そこだけ読み取れば良いということですか。

(金森政策法務課課長補佐) はい。法律上、第三者点検を経てくださいという形になってございますので、今回は今、藤谷委員がおっしゃられましたとおり、国の委員会を第三者点検というふうに読みかえて、ご審議をいただいているところでございます。

(藤谷委員) 了解いたしました。

資料3-1、3-2、3-3ということで、今回対象の3事務についての全項目評価書があるわけですが、1ページに、評価実施機関名として、千葉市長と書かれていますよね。

(金森政策法務課課長補佐) はい。

(藤谷委員) 先ほどの2-1の(2)の審査の観点の適合性という所の全体的な所と関わるので、あえてここで質問しますが、例えば、資料3-1の1ページの右側の全体的な事項の「(2)適切な実施主体が実施しているか」ということで、審査の観点における主な考慮事項として、細目が複数書かれてはいるわけですが、それでこれは実際に、「問題を認められない」と書いてあるのですが。

この資料2-1の保護評価指針第10の1(2)「審査の観点」ですが、「ア 適合性」の中で、「適切な実施主体が実施しているか」という項目と、「イ 妥当性」の所の「記載された特定個人情報評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」とあって。ですから、「ア 適合性」の2つ目の「適切な実施主体が実施しているか」という意味、評価項目というか、審査の観点等、それから「イ の妥当性」の最初の所の「評価の実施を担当する部署」というのが、主体は多分市長なのでしょうが、部署というのは、これは妥当性の所になってくると、別の個別の部署が記載されているということでしょうか。

(金森政策法務課課長補佐) 結構でございます。基本的には部署という形で、千葉市という形の中でも特定の部署が記載されております。

(藤谷委員) それに対するこういう評価の観点がこの中に盛り込まれているということですね。

(金森政策法務課課長補佐) そういうことです。

(藤谷委員) 了解しました。

(多賀谷部会長) 担当部署がきちんと作成しているか、という評価ということですね。

(金森政策法務課課長補佐) そうです。あと、場合によっては適切な実施主体の所につきましては千葉市長でなく、地方自治法上、独立した行政委員会であるとか、そういったものが出ている場合もございますので、それも含めてということでございます。

(藤谷委員) 分かりました。

(多賀谷部会長) 今後の全体の関係もありますけれども、今年度は、「住民基本台帳に関する事務」、「個人市民税に関する事務」、「固定資産税・都市計画税に関する事務」の3つでよろしいですか

(金森政策法務課課長補佐) はい。

(多賀谷部会長) 来年の予定はどうなっていますか。

(金森政策法務課課長補佐) 今年度は、2システム(3事務)であり、来年度は、福祉関係の5システムが予定されております。

(多賀谷部会長) それで、こちらの資料を見たときにやっぱり一番気になるのは、この中間サーバーの評価を千葉市は行わないのですか。これを行わないと意味がないような気がするのですが。

中間サーバーはまだ具体化していないということでしょうか。何か総務省で会議をやっていて、今、作り方を検討しているところでしょうかけれども。中間サーバーでデータを預かる所と、ここで言えば移転に当たるのでしょうかね。

(金森政策法務課課長補佐) 一旦、ミラーリング(データの複製を別の場所にリアルタイムに保存)という作業があるので、中間サーバーはあると思います。

(多賀谷部会長) 中間サーバーへの移転を、ここの事務についての評価の中でそのことが出てくれば良いのですが、こちらの国の指針では中間サーバーは中間サーバーとして、評価しなさいというようなことが書いてあったような気がするのですが。

(金森政策法務課課長補佐) 一応こちらも、保護評価書(住民基本台帳に関する事務)の8ページには、このシステムの事務の内容ということで、こういう流れが記載されているかと思うのです。おそらく、この中で中間サーバーというものが出てくることになろうかと思うのですが。

(多賀谷部会長) 中間サーバーを単独でそれ自体として、やっぱり安全性を評価するというのは。

(金森政策法務課課長補佐) 中間サーバーを単体としてということですか。

(多賀谷部会長) おそらく、これを行わないといけないような気がするので、一応、検討事項として、先送りにしておいてください。

(金森政策法務課課長補佐) 分かりました。

(藤谷委員) 今の部会長のお話だと、中間サーバーは、例えば、千葉県が対応をして一つ設けるのですか。それとも、例えば千葉県の各市町村単位ごとに一つですか。

(多賀谷部会長) 市町村単位でしょうね。ただ、まだ国の委員会で議論していて、千葉市なら単独で、中間サーバーを設置できるでしょうが、小さな市町村も全部中間サーバーを使うので、その管理を市町村全部にやらせるのはたいへんな気がするのですが、その辺はまだ、分からないところですね。

(金澤業務改革推進課主査) 業務改革推進課の金澤と申します。

中間サーバーについては、各自治体の機関ごとで共通して情報連携、番号制度を利用した特定個人情報を格納するというシステムになっておりまして、それについては、各事務がそこに共通して情報を連携するというので、各事務の中に中間サーバーの情報の移転等については記載されておりまして、一緒に事務単位で、この中に中間サーバーを含めて評価をする形になってきます。よって中に記載されています。

(多賀谷部会長) 国の指針として、それで良いというのか、それとも中間サーバー自体も独自に評価の対象にしなさいと書いてあるのか、私は、別に評価しなさいと書いてあったような気がするのですが、それは当然だなと思って読んでいたのですが。

(久我政策法務課長) この件は、確認させていただきます。

(多賀谷部会長) 分かりました。他によろしいですか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「ア (旧) 住民基本台帳オンラインシステム (住民基本台帳に関する事務)」

(多賀谷部会長) 議事(2)の「ア (旧) 住民基本台帳オンラインシステム」について、所管課からご説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(山根市民サービス課長) 市民局市民自治推進部市民サービス課長の山根と申します。住民基本台帳に関する事務にかかる全項目評価書についてご説明を申し上げます。

初めに、住民基本台帳に関する事務の概略についてお話を申し上げます。

住民基本台帳は、市町村、市区町村が住民基本台帳法に基づきまして、住民の氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成して作成するものでございます。住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録、その他住民に関する事務処理の一つとなるものでございます。また、住基法に基づきまして、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同で構築しているところでございます。

次に、特定個人情報の取り扱いについてでございますが、住基法及び番号法の規定に従いまして、住民基本台帳の作成や住民票の修正、住民票の写し等の交付、地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会、個人番号の通知、個人番号カードの交付などの事務において特定個人情報を取り扱うものでございます。

続きまして本事務において使用するシステムにつきまして、担当よりご説明を申し上げます。

(田中市民サービス課係長) 市民サービス課戸籍住基システム係の田中と申します。よろしく申し上げます。

私の方から本事務で使用します情報システムにつきまして、資料3-1(保護評価書)の3ページの記載内容に従って説明させていただきます。

「I 基本情報」の「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の所ですが、本事務におきましては、「システム1」(住民記録システム(既存住民基本台帳))、「システム2」(住民基本台帳ネットワークシステム)、「システム3」(業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム))、「システム4」(中間サーバー)の計4つのシステムを使用いたします。なお、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、これより先は住基ネットと呼称させていただきます。

初めに「システム1」の住民記録システムでございますが、本市で作成する住民基本台帳を管理するシステムでございまして、転入や出生等による住民基本台帳の記載、変更又は削除を行うとともに住民情報の照会や住民票の写しなど、各種帳票を発行する機能を有しております。

次に、保護評価書4ページ、「システム2」(住基ネット)の部分でございますが、これは市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものでございまして、市町村、都道府県及び国がそれぞれコミュニケーションサーバーと呼ばれるシステムを構築して情報連携を行うものでございます。

本保護評価書におきましては、このうち千葉市で構築しております市町村CSと呼ばれるシステムについて評価しております。住基ネットの機能といたしましては、住民票の記載事項の変更等が発生した場合の地方公共団体との情報連携や本人確認情報の検索機能のほか、個人番号の通知や個人番号カードの交付等に係る情報を機構と連携する機能も有しております。

次に、保護評価書5ページです。「システム3」(業務共通システム)についてでございますが、当該システムは庁内連携システムとしての機能と団体内統合宛名システムとしての機能を併せ持ったシステムでございます。庁内連携システムとしての機能といたしましては、各業務システムで管理する個人情報を集約した統合データベースというものを構築しまして、庁内の業務システム間の連携を行うとともに、後述します中間サーバーとの

情報連携も行います。また団体内統合宛名システムとしての機能としましては、住民それぞれに団体内統合宛名番号を重複のないよう付番し、管理しております。

最後に、「システム4」（中間サーバー）についてでございますが、これは社会保障・税番号制度の導入にあたり、市町村において整備するシステムでございます。番号法別表第2に記載する事務にかかる特定個人情報を保持管理し他市町村との情報連携を行うものでございます。これらのシステムで取り扱う特定個人情報ファイルについてでございますが、住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルの3ファイルがございます。

次に、システム構成につきまして8ページ及び9ページの内容をもとにご説明申し上げます。

8ページのイメージ図でございますが、これは住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の流れにつきまして、住民記録システムを中心に記載するものでございますが、他システムとの連携に絞って説明させていただきます。

初めに、9ページに備考がございまして、そこに1から8まで事務が書いてございます。他システムとの連携というところで、備考5の事務（住基ネットとの連携）でございます。これは本人確認情報に変更があった場合に、市町村CSで管理する本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを更新後、都道府県に通知し、都道府県経由で機構及び他市町村と情報連携を行うものでございます。

次に、備考6の事務（法務省への通知事項の作成）でございますが、自治体からは居住地の情報を、法務省入国管理局からは在留情報を情報連携することで、外国人情報を一元管理し、適正な行政サービスを提供することを目的としまして、市民サービス課内に設置した法務省連携端末、イメージ図ですとちょうど中央部分にございます。法務省連携端末を介して、法務省と情報連携を行うものでございます。

次に、備考7の事務（戸籍情報システムとの連携）でございますが、戸籍の附票に記載する住所を更新するため、本市で整備しております戸籍情報システムに住所情報を提供するものでございます。

次に、備考8の事務（情報提供用個人識別符号の取得に関する事務）でございますが、情報提供ネットワークシステムを通じた他市町村との情報連携を行うに当たりまして、必要となる個人番号、識別符号について、中間サーバーから住基ネットを経由して取得要求を行い、生成された符号が情報提供ネットワークシステムから中間サーバーに通知されるという、流れとなっております。

最後に国保、福祉、税務及び介護システムとは、それぞれの事務において、必要となる住民情報を連携しております。このうち税務システム、図ですと下のほうにございます税務システム及び介護システムにつきましては、現行運営しておりますホストシステムを刷新して、新たに構築するシステムがございまして、同じく新たに構築する業務共通システムの庁内連携機能を利用して情報連携を行うものでございます。

また、国保及び福祉システムにつきましては、平成29年1月に刷新する予定でございます。個人番号の利用が開始される平成28年1月の時点におきましては、住民記録システムと同様にホストシステムによる運用となることから、業務共通システムを中継せずに情報連携するものでございます。

続きまして、保護評価書の10ページ及び11ページでございますが、10ページの図は本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容につきまして、市町村CSを中心に記述したものでございます。

初めに裏面の11ページに同じような備考で事務の1から8までございまして、順に説明させていただきます。

初めに、備考1の事務（本人確認情報の更新に関する事務）でございますが、これは住民からの届出等に基づき、住民基本台帳を更新した場合に、当該更新情報をもとに市町村CSの本人確認情報ファイルを更新しまして、都道府県に通知をするというものでござい

ます。

次に、備考2の事務（本人確認に関する事務）でございますが、住民票の写しの交付申請など、本人確認が必要となる申請を受け付けた場合に、市町村CSに接続した統合端末を利用して、全国サーバーに対し、本人確認を行うものでございます。

次に、備考3の事務（個人番号カードを利用した転入（特別転入））でございますが、個人番号カードを利用した特例転入の場合、紙の転出証明書にかえて住基ネット経由で転出地の市町村から転出証明書情報を取得し、その情報を住民記録システムに取り込むことで転入処理を行うものでございます。転入処理の完了後は転出地市町村への転入通知情報を送信、都道府県サーバーへの本人確認情報の送信及び機構への個人番号カード管理情報の更新要求を行います。

次に、備考4の事務（本人確認情報検索に関する事務）でございますが、住基ネットを利用した本人確認情報の検索についてでございますが、検索対象者が本市の住民の場合は市町村CSの本人確認情報を検索します。本市以外の県内市町村、他市町村の場合は、都道府県サーバーを検索しまして、他都道府県の場合は全国サーバーに対して検索を行うものでございます。

次に、備考5の事務（機構への情報照会に係る事務）でございますが、全国サーバーに対して本人確認情報の照会を行い当該データを取得し、市町村CSの本人確認情報を更新するというものでございます。

次に、備考6の事務（本人確認情報統合に係る事務）でございますが、市町村CSで有する本人確認情報と都道府県及び全国サーバーで保有する本人確認情報の整合性の確認を行うものでございます。

次に、備考7の事務（送付先情報通知に関する事務）でございますが、個人番号カード交付対象者へ送付する交付通知書を機構で一括して作成するに当たりまして、対象者に係る送付先情報を機構に通知するものでございます。

最後に、備考8の事務（個人番号カード管理システムとの情報連携）でございますが、個人番号カードの交付、廃止、回収等の情報を機構と連携するものでございます。

情報システムに関する説明は以上でございます。

続きまして、監査法人による保護評価書の事前点検における指摘事項のうち、保護評価書の記載内容について、さらに充実する必要があるとの所見となっている項目について、説明申し上げます。

資料3-1の42ページをおめくりください。

42ページのリスク1、特定個人情報の提供・移転に関するルールについてでございますが、庁内における情報の移転、庁内他部署への移転につきましては、千葉市電子情報処理規程に基づきまして、利用目的、移転方法、移転する情報の内容について、移転先と移転元の部署で協議を行うルールというものが規定されておりますが、外部への提供につきましては、この規定が当てはまらないことから記載していないものでございます。

このことについては、54ページにございます本人確認情報ファイル及び64ページにございます送付先情報ファイルにつきましても、同じ情報でございますので、そのような指摘事項となっているものでございます。

説明は以上でございます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） それでは、今のご説明について、何か質問等はございますか。

今、最後の話は、よく分からなかったのですが、要するに、内部での情報移転については書いてあるが、外部への提供については書いていないと。それはただ単に書き漏らしたただけだという、そういうことですか。

（田中市民サービス課係長） 規定上は外部への提供という条文があるのですけれども、

ただそれは提供元である千葉市と提供先である外部との間で、覚書を交わすというものでございまして、法令に基づいて外部に提供する場合に、それは当てはまらないので、これについては、ここでいう外部の提供のルールには当たらないとして記載しておりません。

(多賀谷部会長) 覚書は通常どこで交わすのですか。

(田中市民サービス課係長) 例えば、法令に基づかず外部へ提供する場合に提供先と交わします。

(多賀谷部会長) 例えば、千葉市では東大との共同研究を行っていますが、そのような研究において、東大に提供するような場合ですね。

(田中市民サービス課係長) ただ、今、千葉市ではそういった法令に基づく事務以外で外部に提供するというを行っておりませんので、ルールとしては記載していないということでございます。

(多賀谷部会長) 監査法人は、法令に基づく提供の場合についても、何か記載するようにとっているのですか。

(田中市民サービス課係長) 監査法人のコメントは、法令に基づく提供のルールについても記載した方が良いのではないかというような指摘でございますけれども、42ページの右側の部分ですが、審査の観点における主な考慮事項(細目)の50番の所で、ルールを定めている場合はそのルールの内容は具体的に書くという形で書かれておりますが、ルールを定めなければならないとは書かれていないこともあり、今現在、特に手続としてのルールは存在しないので、記載しておりません。

(藤谷委員) そうすると、今の点で、住基ネットを通じて、まさに法令に基づいて外部に提供していますよね。

(田中市民サービス課係長) はい。

(藤谷委員) その場合は、このルールは無いわけですね。法令に基づいてですから。

(田中市民サービス課係長) そうです。

(藤谷委員) それに対して、この評価を担当した監査法人は、何を言っているかよく分からないのですが、その法令で定めてある場合にルールが無いから、それを具体的に書きなさいというのですか。

(田中市民サービス課係長) そこは、そのように監査法人は話していたのですが、ただ、法令に基づく事務なので、対処がなっているということと、あと審査の観点ではルールを定めている場合に記載するという記述になっていることを伝えたところ、点検による「気づき」としてコメントは残しておくとのことでした。

(藤谷委員) だから、そもそも法令に基づかない場合には、先ほどの覚書ではないですが、全くのノールールでは提供できないというのは、市の個人情報の条例か何かの中にあるわけですね。

(田中市民サービス課係長) はい。

(藤谷委員) 当然そこで、提供するというのと、どういう内容の個人情報を提供するかとか、どういう提供の方法とか、廃止とかも含めて、それは、個人情報審議会を通して、多分承認することになっていて、それは先ほどから例に出ている東大への提供についても、前回の個人情報審議会ですら、市がやろうとしている内容についてチェックなり報告を経てやるという、1点そこですら、具体的なルールというのが定まっていると思います。

それに対して法令の場合には、もう提供すること自体については法令で要求されているわけですから、そうすると、この監査法人が指摘したというのは、提供すること自体はもうしなければならないのだけれども、どういう提供の仕方をするかとか、そういうことについて、何か具体的に市独自にルールを定めなさいと、そういうことを言っているのですか。

(田中市民サービス課係長) 市独自のルールを定めなさい、というような形では言われておりません。

(多賀谷部会長) この場合の提供は何を意味して、どこまで意味しているのかというの

が、これはよく分からないのですが、これはその場合の法令というのは、番号法の別表に書いてあるような形で情報連携の場合とは限らないわけですね。

(田中市民サービス課係長) 保護評価書42ページの「5 特定個人情報の提供・移転」の所ですが、ここでいう提供・移転は委託ですとか、情報提供ネットワークシステムを通じた番号法に基づく提供・移転というのは除いたものでございます。

(多賀谷部会長) その場合に、この提供が既存に行われている場合、だからその場合の法令による提供というものはどういうものかということが、もう少し、具体的に分からない所があるのです。もし、これは今のところ、電子データの中には問題ないでしょうが、法令に基づく提供という場合に考えなければならないのは、刑事訴訟法197条の捜査照会のような場合も含まれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(藤谷委員) 警察から何か照会があったとか、そういう事例ですね。

(多賀谷部会長) 警察から照会があったような場合に、提供するというのは、ただ単に法令に定めがあるからということで、そのまま提供するのではなくて、提供する場合としない場合と一定の基準をつくらないといけない。

(藤谷委員) おそらく、千葉市でも作っている。

(多賀谷部会長) リストとして出してはいけないけれども、個別的な個人個人について妥当性を評価して出すという、そういうルールになっていると思いますけれども。

(田中市民サービス課係長) 千葉市でも捜査照会については捜査関係事項照会書を提出していただく形をとっております。この部分については、番号法第19条第12号において、刑事事件の捜査が行われるときは特定個人情報の提供ができるとされておりますので、同法第19条各号で規定する提供先・事項についてのみ特定個人情報の提供を行う旨を保護評価書に追記する方向で、検討させていただきたいと思います。

(稲垣委員) その法律で提供する場合はそうですが、刑事訴訟法第197条に基づいて提供する場合は、捜査の必要ということしかないのですよね。必要があるときはという。必要があるかどうかは、第三機関は捜査の必要性を判断できないから、結局提供してしまう。

(藤谷委員) そうですね。ただ、実際上必要性と言っても、あまり漠然としていて、もう少し具体的に理由を示してくれないと提供できません、というぐらいはあるにせよ、基本的には、稲垣委員がおっしゃっている運用になるのかと思うのですが。

(稲垣委員) ただこういう「必要があるときは」と言われると、そこまで必要ですかとか、議論する権利もないというか、捜査能力が無いわけですから分からないですよ。

(藤谷委員) ただ、出発点に戻ると、この評価をしていただいた監査法人の指摘では、「具体的ではない」となっていますが、コメントに書いてある記述自体が具体的じゃないので、すみません、揚げ足を取るわけじゃないのですけれども。

おそらく、市民意見聴取の期間中、市民から、どこの部分が監査法人から指摘を受けたのですかと、当然コメントは見る場所なので、ここで我々がそもそも何をどう指摘しているのだろうかというのはよく分からない状況では、市民の方だって困ると思うのですよね。

(田中市民サービス課係長) この点は、再度、確認します。

(藤谷委員) ここは逆に、監査法人には、もう少し具体的に記載をしていただかないと、部会での審議を煮詰めようがないし、市民の方も困ってしまうと思います。

(多賀谷部会長) 他に、ご意見はありますか。

(藤谷委員) 「住民基本台帳に関する事務」の保護評価書にだけ書いてあって、「個人市民税に関する事務」や「固定資産税・都市計画税に関する事務」の保護評価書には書いていない内容があります。具体的には、1ページ目の「特記事項」の所ですが、これは、「住民基本台帳に関する事務」には、「事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めており、かつ、従事する者には誓約書を提出させている」と記載されているのですが、他の2つの事務の「特記事項」には、何の記載もありません。これについては、委託はしていないということですか。

(多賀谷部会長) 税務システムについての質問ですか。

(藤谷委員) すみません。ただ同じ体裁なので、税務システムについても、委託は行っているのではないかと思うのですが。だから、特記事項に記載がないのは、どのような理由かと思ひまして。

まず、委託しているかどうかを教えてください、もし、委託しているのであれば、なぜこの記載が漏れたのかについて、教えてくださいたいのですが。

(田中市民サービス課係長) 住民基本台帳オンラインシステムと同様、税務システムについても委託はされていると思うのですが、住民基本台帳の場合ですと、特記事項の後段ですが、従事者からも誓約書を提出させていることから特記事項に記載しております。

(藤谷委員) 確認ですが、税務システムについても委託はしているわけですよね。

(久我政策法務課長) 委託はしております、誓約書も提出させています。

(藤谷委員) そうですよね。今のご説明だと、逆によく分からないのですが、誓約書を提出させているのは、住民基本台帳オンラインシステムの委託だけで、税務システムの委託については誓約書を提出させていないのですか。もしそうだとすれば、私はそれ自体が問題だと思いますが。住民基本台帳オンラインシステムだけは誓約書を提出しているから、アピールしたいから特記事項に記載するというのではなくて、外部委託そのものがまさにリスクになります。そのリスクについては、どういう対応をとっているかということ、ここで特記事項として書いているのだとしたら、私は、実は次の質問で予定していた提案として、これだけでは不十分ではないか。ベネッセ等の個人情報の漏えい事件が起こって外部委託を根本的に見直さなければならないのに、単に、誓約書を書かせています、きちんと約束されていますというだけで十分と言えますか、そもそも誓約書については、イロハのイで当たり前のことであると思ひているのですが。

それと、再度質問しますが、税務システムの委託については、誓約書を提出させているのですか、いないのですか。

(前田課税管理課主査) 委託に関して、個人情報を取り扱うに当たって、取り扱う方の情報の扱い方について、例えば外部に漏らさない、職を解かれた後もその情報を守秘するということについての誓約書は、これはどんな委託でも同じく、提出させています。

(藤谷委員) 詳細は分かりませんが、今日、税務システム関係資料の中の税務システム開発保守サービス契約書の中を見ると、多分誓約書を提出することと書いてあるかどうか。それは私が確認すれば良いのですが、私はそこまで見ていないので、既にこの契約書の内容からして、その契約書には誓約書を提出させることと書いてあるのですか

(多賀谷部会長) 契約書の中に一応14条とか、機密情報の取扱とかいう規定は一応あります。

(竹内税制課長) 委託契約につきましては、市が統一的な取り扱いをしておりますので、契約書の中にも誓約書の手続きに準拠しているということがございます。

(藤谷委員) 誓約書は提出させているということですか。

(竹内税制課長) はい。

(藤谷委員) 多分そうだと思うのですよ。これは住民記録オンラインシステム改修業務委託に関する委託契約書ですけれども、その仕様書の中には、誓約書を提出させることという仕様があるので、多分結んでいると思うのです。

それを仮に前提とすると、もう1回聞きますが、そうだとすると、先ほどのご説明の住民基本台帳に関する事務だけ誓約書を提出させるわけではないので、特記事項に書くのであれば、「住民基本台帳に関する事務」、「個人市民税に関する事務」、「固定資産税・都市計画税に関する事務」、それぞれの保護評価書に同じレベルで記載しませんと、この保護評価書としての、事務ごとに保護評価書を作るという趣旨からすると、統一がとれていませんね、ということになります。

(久我政策法務課長) 大変申し訳ございません。各保護評価書の統一が若干とれていない部分がございますので、今のご指摘も含め、統一がとれるような形で再度見直していき

たいと思っております。

(多賀谷部会長) 何かそのほかご意見とか質問等はございますか。

(藤谷委員) 今の所に関連してのことなのですが、特記事項も監査法人が書かれたというところでよろしいのですか。

(多賀谷部会長) いや、これ違うでしょう。

(藤谷委員) これは市が書いたのですか。

(久我政策法務課長) これは市で記載しました。

(藤谷委員) 監査法人が行ったのは、このチェックリストだけということですね。

(久我政策法務課長) そうです。

(多賀谷部会長) つまり、所見とコメントのみということですね。

(久我政策法務課長) はい。

(藤谷委員) 特記事項に書かれる場合に、今ここに書いてあるだけでは私は不十分だと思います。

それはベネッセの個人情報漏えい事件を見ると、今の千葉市の先ほどの委託契約書の中身を見ましたけれども、やはりただ単に、これはまず一つは委託することによって、市の職員が実際自分たちでシステムを構築して運用しているのであれば、市の職員が万が一漏えいしたときには市長が、懲戒解雇ができるわけですよね。

ところが、委託してしまうことによって、ただ単に契約上のことを守ってくださいと。言ってみれば善管注意義務だとか、守秘義務だとか、誓約書を提出してくださいという、その義務を債務の履行として守らせるだけになります。

もちろん、千葉市の個人情報保護条例でも罰則が定められていて、委託業者に罰則という意味で、普通の民間における委託よりも、その補完はされているのですが、しかし構造的に市の市長の権限が契約上の債務を履行させるということを通じてしか及ばなくなるという意味で、非常にそれ自体がリスクであります。

だから、そういう意味ではこの今、国の委員会自体が示しているチェック項目よりも私は委託に関しては、あの項目はベネッセの個人情報漏えい事件を十分反映していないと思っているので、審議会(全体会)で審議をしていただく必要があると思いますけれども。そういう意味では委託に関するチェック内容として、私は千葉市の現行の委託契約書は現在までの一般的なレベルには到達していると思います。

例えば、再委託に関しては事前の承諾がないと認めません。再々委託は禁止しています。再委託の場を許可する場合でも再委託先に対して、委託先が負っていると同等の義務を負わせるように委託先と、再委託先との契約書に記載してくださいと、そのレベルまでは書いてあるのです。しかし、それもよく考えてください。みんな債務でしか繋がっていないのです。

そうすると、重要なことは、債務だけではなくて、そもそも事前の再委託の承諾の場合になぜ必要なのですかと。再委託の必要性をきちんと書かせて、委託先から再委託先に対する契約書の中できちんと確保することと書くのではなくて、債務だけを与えて、では損害賠償は後でやるのかではなくて、そもそも委託先が再委託を千葉市に対して申請する際に、再委託先がきちんと自分の所と同じレベルのセキュリティを確保できることをきちんと備えているか、釈明しなさいと。

そういうことを書いて、きちんとできるということを千葉市自身が再委託を許可するときに、チェックするということまでやらないと、ただ単に契約上書いてあるからやってくれるのでしょうかというだけでは、結局はベネッセのような個人情報漏えい事件を防げないのです。

(多賀谷部会長) 「個人市民税に関する事務」のことなので、86ページの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の所ですね。

(藤谷委員) そうですね。委託の所で、もう少し重視すべきであるということですよ。

(多賀谷部会長) 86ページの所に、そのことを書き加えた方が良いでしょう。一応、監査法人

は、「別に問題は認められない」という所見ですが、開発サービス委託の所は、86ページの「情報保護管理体制の確認」とか、そういう感じで書いてあるのですけれども。

(金森政策法務課長補佐) 個人市民税の方ですよ。資料3-2の方です。

(多賀谷部会長) 「住民基本台帳に関する事務」の方は、それはないのですね。

(藤谷委員) 「住民基本台帳に関する事務」(資料3-1)については、外部委託に関しては、何ページに書いてあるのですか。

(多賀谷部会長) 52ページの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の所です。

(田中市民サービス課係長) はい。

(藤谷委員) 千葉市は、私が認識している所によると、現市長さんはその番号制度を全国に先駆けてというか、最大限活用して住民サービスをより便宜していくような政策をお持ちだと聞いているので、それであれば、このような、まさに保護評価、PIAにおいても監査法人が現レベルに達していなくても、そういう最新のものをきちんと反映して、外部委託について、他の都市よりももっと厳しくきちんと対応をとりますよということを含めて、私は、ぜひ行うべきだと思います。

ただ、今のこれ手順がよく分からないですね。というのは、これ監査法人に委託してやりました。審議会が承認する必要があります。そういう意味で承認できないとなると、この多分部会から審議会に戻して、審議会からこの評価に対して、多分こうした方が良いのではないですかと勧告して、最終的には何か少し強い言葉でできるように書いてありますよね。それをどこまでやるかですけれども、それはぜひ私としては書き加えていただきたい。

それは、先ほどの再委託に関する承諾に関する手順の問題と、それともう一つ重要な点がありまして、先ほどの刑罰のことですが、私は千葉市の個人情報保護条例の解釈が詳しく分からないですが、普通は委託先に関しては、罰則を及ぼすと書いてあります。問題は再委託先まで罰則が及ぶのかとか、これは今どうなっているのですか。

通常は、刑罰に関することなので、罪刑法定主義で非常に厳格に運用されるということからすると、条例上、多分委託先と書いてあるだけで、再々委託先は抜けた所がほとんどなのです。しかし、再委託を許可するのであれば、罰則による抑止力というのは、非常に大きいものです。それが再委託をただ単に、そこに行ったら急にまさに、例えば入退出管理はどうなっているのかとか、そういう機械的なセキュリティの対応レベルで十分ではなくて、まさに刑罰について、再委託したら適用除外となるのであれば、そもそも、再委託はそもそも認めても良いのですかと。セキュリティレベルがもう格段に低下すると思うのです。

そうだとすると、私は大変申し訳ないのですが、これを契機としてではないですが、再委託を認めるのだったら、再々委託は禁止しているわけですから、だったら個人情報保護条例を少なくとも再委託する場合は再委託先についても罰則が及ぶと形に改正しないと、私は、非常に問題があると思います。

そもそも、出発点として、再委託先には刑罰は及ぶのですか、及ばないのですか。

(久我政策法務課長) 条例の方を見ますと、及ばないこととなっております。

(藤谷委員) そうですよ。そうであれば、それは至急に、条例に書き込んでいただくべき重要な指摘だと思いますけれども。

(久我政策法務課長) 再委託先ですと市と直接の関係がないので、そこまで及ぼすことができるかどうかという所は、検討が必要かと思います。

(藤谷委員) やはり、再委託先にも刑罰を及ぼさないと、セキュリティレベルが低下することになりますので、純粋な議論ですが、そこはぜひ検討してください。

(久我政策法務課長) そのような形を条例で定めている都市があるかなども含めて、確認をさせていただきたいと思います。

(多賀谷部会長) 予定時間をもう30分過ぎているので、次の税務システムの事務に移りたいのですが、よろしいですか。

(藤谷委員) すみません。ただ今の議論については、税務システムの2事務にも流用できると思います。

(多賀谷部会長) 保護評価書について、市民意見聴取を行わなければならないのですよね。

(久我政策法務課長) はい。

(多賀谷部会長) 本日は、3つの事務すべての説明を聞いて、ただし、この場で、意見は全部は出せないと思うので、それについては、11月末までに書面で、みなさんに書いていただいて、それで一応、部会としての意見にしたいと思います。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「I 税務システム(その① 個人市民税に関する事務)」

(多賀谷部会長) それでは続いて、Iの税務システムの「個人市民税に関する事務」について、所管課から説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(竹内税制課長) 税制課の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

財政局税務部といたしましては、全項目評価書が2つございまして、「個人市民税に関する事務」、「固定資産税・都市計画税に関する事務」を順にご説明させていただきます。内容については、課税管理課の前田主査より説明いたします。

(前田課税管理課主査) 課税管理課の前田と申します。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、「個人市民税に関する事務」からご説明させていただきます。

保護評価書の3ページをご覧ください。「I 基本情報の事務の概要」について、ご説明いたします。

「個人市民税の賦課・収納事務」の概要については、地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書をもとに市民税額を計算し、賦課・収納する事務及び納税義務者からの申請に基づき、市民税情報から課税証明書、納税証明書等を発行する事務がございます。

次に、4ページに進ませていただきます。使用するシステムについて書いてございます。

4ページから8ページの使用するシステムについては、ページが飛びますが、11ページに別添1のイメージ図として統一しておりますので、これに基づきまして、システムの構成についてポイントをご説明し、イメージ図の内容については、後ほど改めてご説明させていただきます。

では11ページのイメージ図に沿ってご説明いたします。税務事務において個人番号を含む情報を使用する税務システム及びこれと情報のやりとりをする全てのシステムを示すとともに、情報を取り扱う各局面において、どのような情報、どのような方法でやりとりするのか、ということを示したものとなっております。

使用するシステムを大きく分けると、凡例のとおり三つのグループを成しております。

まず、「税務システム」及び「税務部門システム」につきましては、図の中央の部分に大きな四角がございまして、この大きな四角の中に含まれております「個人住民税システム」(システム1)、「宛名システム」(システム2)、「収納システム」(システム3)、「国税連携支援システム」(システム4)、「課税原票管理システム」(システム6)と、これらシステムを総称したものでございます。

次に、庁内のシステムにつきましては、税務システムの大きな四角より下にある「業務共通システム」(システム9)、それから「証明書自動交付機システム」(システム8)、「住基ネット端末」(システム11)と書いてございます。「業務共通システム」につきましては、千葉市において庁内連携のシステムの役割とともに、今後の番号制度における

総合宛名システム、中間サーバーとの連携サーバーとしての役割を担うシステムでございます。

最後に外部システムについてですが、図の上の方に「e L T A X」（システム5）がありまして、図の一番下の方に「情報提供ネットワークシステム」や「他市町村システム」がございます。

そしてこれら3つのグループ同士の接続についてですが、特に税務システムについては外部システムと直接の接続はしておらず、データのやりとりは全て紙か媒体としております。外部と電子的なやりとりをする場合は、番号制度の連携も含め、業務共通システムを経由するようになっておりまして、税務システムから業務共通システムに一旦データを送り、業務共通システムが外部にデータを送ることになります。

使用するシステムに関するご説明は以上でございます。

続きまして、申し訳ありません、9ページにお戻りください。

次に、取り扱う特定個人情報ファイルについてですが、そのファイルは、個人市民税賦課・収納情報ファイルでございます。これを取り扱う必要性は本人確認の際に個人番号を導入することで、情報の保全が図れることや、送ったデータを中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、他市町村の他機関との間で情報を相互に利用できるようなことなどです。

また、これのメリットは、事務、手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減や行政事務の効率化と、公平な税負担の実現等です。なお、法令の根拠はこの9ページの下の方に記載しているとおりでございます。

再び11ページに参りまして、次はこのイメージ図についてご説明します。イメージ図については先ほど申し上げましたとおり、税務事務において個人番号を含む情報を使用する税務システム及びこれと情報のやりとりをする全てのシステムを示すとともに、情報を取り扱う各局面において、場面において、どのような情報を、どのような方法でやりとりするかを示したものとなっております。

ここでは、この後の説明の前提として、どのような情報をやりとりするかについて、代表的な例として、給与支払報告書を例にご説明をさせていただきます。図の上部にある、図の方に「所得の把握」という大きな矢印、それから「事業所」の所をご覧ください。

その下にある矢印の「①給与支払報告書【電子】」、「①給与支払報告書【媒体】」、「①給与支払報告書【紙】」と書いてある矢印をご覧ください。情報のやりとりは3通りこのようにありまして、紙、CD-Rなどの電磁的記録媒体、e L T A Xを利用した電子申告に分類されます。

まず紙によるやりとりについては、図の上の方の事業所から伸びている矢印の「①給与支払報告書【紙】」のように紙で受け付けた情報をまずデータパンチ委託業者に委託し、電子ファイル化したものを媒体で受け取り、個人住民税システムに取り込むという流れになります。

次に、媒体により入手したものについては、図では、「①給与支払報告書【媒体】」の矢印のように、受け付けたものをそのまま取り込む流れになります。

最後に、電子申告について説明いたしますと、図の「①給与支払報告書【電子】」の矢印のように、まず事業所からe L T A Xを利用して市役所に電子的に情報が送信されます。その後市役所では、e L T A X端末により、情報を一旦媒体に移し、それを個人住民税システムに取り込むという流れになっております。

これは千葉市ではセキュリティ等の観点から、基本的には税務システムなどの基幹系システムと外部のシステムを直接に連携しないようにしているためでございます。他の申告の場合についても同様の流れで行っております。

次に「収納業務」についてでございます。12ページの図をご覧ください。「収納業務」につきまして、個人番号の利用が必要となる場面はなく、システム内部には情報として保

有しているものの、職員が実際に取り扱うのは、オンライン画面に表示された情報を補助的に参照する程度の利用と限定する想定でございます。

その理由としましては、収納業務においては、納付された金額が何年度の何期の納付分かを特定する必要があり、それを特定できる納付番号等を用いて、金融機関との情報のやりとりをする仕組みとなっているものです。

ただし、この納付番号なのですが、個人番号との関連性がございませんし、個人を特定することもできない番号となっております。

次に、ここまでの事務の概要を踏まえまして、保護評価書のⅡ「特定個人情報ファイルの概要」（13ページ）と「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」（82ページ）からのリスク対策の概要について、ポイントをご説明していきたいと思っております。

特定個人情報ファイルの取り扱う「局面」には14ページの「3 特定個人情報の入手・使用」、16ページの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」、24ページの「特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）」、そして、61ページの「特定個人情報の保管・消去」がございます。

説明の順番といたしましては、これらの局面ごとの概要、各局面におけるリスク対策という順番で説明させていただきます。

初めに、「4 特定個人情報の入手・使用」の概要については、14ページから説明させていただきます。特定個人情報の入手及び使用の局面について、給与支払報告書等により、課税計算の根拠となる市民等の所得額や、扶養・生命保険料などの控除額といった情報をもとに個人番号を入手し、これらを個人市民税賦課・収納ファイルに登録した上、課税・収納業務に使用するものでございます。

次に、Ⅲのリスク対策としましては、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」として、82ページから85ページに具体的に記載しております。ポイントだけをご説明させていただきます。

「2 特定個人情報の入手」（82ページ）について、「リスク1 目的外の入手が行われるリスク」・「リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク」については、ポイントとしましては、入手の対象者は本人、本人の代理人、事業所・年金支払者に限り、また法令等で定められた所定の様式により不必要な情報を入手できないように指定しております。

「リスク3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」については、入手する際は、聞き取り等を行っていること、また税務システムの機能としても登録しない仕組みとなっていること。

83ページに進ませてもらいまして、「リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」については、入手後は速やかに定められた方法により管理すること。また、電子的に入手使用する場合はインターネットにつながるネットワーク端末を使わず、専用回線、専用端末を用いることとします。

次に、「3 特定個人情報の使用」（83ページ）に関して、「リスク1 目的を超えた紐付け等が行われるリスク」については、使用する事務に携わる者は、あらかじめ定められた、あるいは許可された職員だけに限定され、またシステムの利用においては、アクセス制限の設定、アクセスログの管理を行うこととし、これらの措置を実施するとともに、個人情報保護に関する研修を行う等により各リスクへの対策を行って参ります。

次の局面、委託の所をご説明させていただきたいと思っております。16ページにお戻りください。

「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」に戻りまして、「4 特定個人情報ファイルの委託」の部分について、ご説明させていただきます。概要としましては、先ほどの11ページの図の所でご説明いたしました、例えば「データパンチ委託」などのほか、「システムの開発・運用・保守業務委託」、「データセンター業務委託」、「外部発信用帳票印刷委

託」によって、外部業者が特定個人情報ファイルを利用する場合がございます。

このプロセスにおけるリスク対策としましては、86ページに具体的に記載しておりますが、要点だけご説明させていただきます。

まず、「情報保護管理体制の確認」については、委託業者の選定時において、情報セキュリティマネジメントシステムの認証やプライバシーマークを要件としていること。契約時において、個人情報の管理について、特定個人情報取扱特記事項を契約書に明記しています。また、特定個人情報ファイルの閲覧者、更新者の制限については、契約中は特定個人情報ファイルを取り扱う管理者や作業員の変更等に当たっては市に報告を行うこと。また、システム開発・運用・保守業者においては、本番運用の個別データ、これは本当のデータですね、を閲覧する等の権限を与えていないこと。さらに再委託先による特定個人情報ファイルにおける適切な取扱いの確保については、委託先が再委託する場合は委託先と同等の情報管理及びセキュリティ管理を確認した上、問題ない場合に限り許可していること等により各リスクへの対策を行ったものであります。

次に移らせていただきます。続きまして24ページにお戻りください。

こちらは、「5 特定個人情報の提供、移転」についてでございます。

番号法に定められた情報照会者に対し、定められる範囲で特定個人情報の「提供・移転」を行う場合がございます。これらの局面につきましては、11ページの図のイメージ上で申しますと、繰り返し戻っていただいて申し訳ありませんが、提供については図の下半分の位置でございます。

「⑨所得・控除・税額・扶養情報【電子】」で示した部分をご覧ください。

また、右隣の「⑩情報連携」については、地方税部門が他部門から「提供」してもらう局面も同様に番号法で定められておりますので、それを示しております。

移転については、「⑧他課システム向け課税データ【電子】」及び、「⑧他課システム情報データ【電子】」と示した部分でございます。白い矢印でございます。これらプロセスにおける対策としましては、87ページから90ページに具体的に記載しております。

87から90ページの内容もたくさん書いておりますので、これもポイントをかいつまんでお話しいたしますと、「リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク」については、提供・移転の記録について、提供・移転した特定個人情報の内容及び発送時の発送記録・発信時のログを保存していること。提供・移転のルールについては、定められた様式、内容によってのみ提供・移転することとしており、それ以外の提供・移転については千葉市のシステムの機能としてできない仕組みとしていること。eLTAxによる提供については、あらかじめ内容について、税務システム上でチェックを実施した情報のみを地方税電子化協議会経由によってのみ提供していること。

「リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」及び「リスク3 誤った情報の提供を受け、誤った相手の提供・移転をしてしまうリスク」については、不適切な方法での提供・移転、誤った情報の提供・移転、誤った相手への情報の提供・移転については、前出のリスク1から3でご説明したルールを実施することにより、各リスクへの対応を同じように図っております。

また、88ページに、少し飛びますが、88ページから90ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続」につきまして、中間サーバーに関する保護評価書の記載としましては、国の一括開発した中間サーバーソフトウェアを使用していること。また地方公共団体情報システム機構が整備する中間サーバー・プラットフォームを全国の自治体と共用することにより、番号法上で認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えるなど、目的外の提供その他のリスクに対応いたします。

千葉市独自のひとつとして、システムの利用権限を有する者を制限した上、アクセスログを取得していること等により、各リスクへの対応策を行っております。

次に、個人情報の「6 特定個人情報の保管・消去」（61ページ）についてでございます。概要としまして、特定個人情報を登録されている「サーバー・媒体・紙の保管・消

去方法」でございます。このプロセスにおきますリスク対策としましては、91ページから94ページに具体的に記載しておりますが、これがかいつまんでご説明させていただきますと、特に91ページの「⑤物理的対策」について、サーバーは、入退室管理、防火防災対策の施された専用のサーバー室で管理し、また遠隔地にバックアップデータを保管しています。一般の執務室のクライアント端末については、特定個人情報の保存をせず、盗難防止用のセキュリティワイヤーを取りつけて管理していること。媒体については、あらかじめ定められた施錠可能な場所に格納すること。機器媒体の破棄時においては、物理的破壊等、復元が不可能な状態にすること。

「⑥技術的対策」、これは隣の92ページなのですが、この技術的対策については不正プログラム対策や不正アクセス対策を行うこと。特定個人情報は随時異動データを反映して、最新化し、また保存期間を過ぎたデータについては削除を行うこと等により、各一定の対策を行って参ります。

最後に95ページのその他のリスクへの対策でございますが、本保護評価書に関する事項及び千葉市のセキュリティ関連規定について、定期的に自己点検・監査をしていることにより、遵守状況の点検の実施、また職員等の研修を実施することにより、事務の従業者に対する教育・啓発をしてまいります。

個人市民税については、市の説明は以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) ありがとうございます。

それではご意見等、お願いいたします。

(藤谷委員) 11ページのシステムの概要というか、事務の内容をご説明いただいたところですけども、ここの上の矢印がいろいろある図の所の一番下の情報提供ネットワークシステムというのと、先ほど住民基本台帳についてご説明があった業務共通システムというのは、これは別ですか。

(多賀谷部会長) 別ですね。

(藤谷委員) 分かりました。

(前田課税管理課主査) 情報提供ネットワークシステムは外部とのやりとりで、その内部に業務共通システムというのがありまして、業務共通システムというのは、いわゆる千葉市の皮膚の中というか、その外側に情報提供ネットワークシステムがあります。

(藤谷委員) 了解しました。そうすると、これ多分、税務システムというのはこのデータのやりとりとか、非常に複雑なので住基とは多分書き方のレベルが違うというのは、何となく理解するのですけれども。

最初に部会長が指摘されたように、中間サーバーの中に特定個人情報保護ファイルが結局バックアップとかいろんな形で保管されているので、セキュリティの面でも中間サーバーが非常に重要なというのは、やっぱり実際にこうやって、保護評価書を見ていると、より明らかになってくるのですけれども。どうもこの図の中で見ると、少なくとも中間サーバーは下の方に書いてあって、これを見たときに中間サーバーがすごくこれから重要だと全然浮かび上がってこなくてですね。

実はそういう意味では、「住民基本台帳に関する事務」の説明のときの8ページの中間サーバーの扱いも、説明で中間サーバーと出てくるのに、中間サーバーを介する矢印は、説明ほどは強めていない。やはりこの図の書き方は、セキュリティ上のポイントはどこかというのを分かってもらうというか、第三者が見ても、ここがつぼだと分かるようにしてもらった方がよろしいかと。

それと、同じ図の所で、これはちょっと今回、共通するかどうかですけども。給与支払報告書が電子媒体でeLTAxを使ってやる場合に、職員が間に関与するというのは、これは多分有機的結合をしないというのに基づいてやっているという説明があったのですが、直接、有機的結合をしないで、どういう形で職員を挟んでいるのですか。

(吉野課税管理課主査) ご説明させていただきますと、給与支払報告書の送信時に定められたフォーマットで送ってもらうように業者さんに指導をしているのですが、例えば半角で入力しなければいけないデータの所に全角のデータが入っていないか、そのようなことをチェックする必要があるって、それで職員を挟んでいるということです。

(藤谷委員) 業務上もそういう必要があるので入れていると。たまたまそれが有機的結合にも繋がっているということですか。

(吉野課税管理課主査) そうです。

(藤谷委員) 了解しました。それなら良いです。形式的なのかと思ったら、実質的に理由があるわけですね。

あと2つ目ですけれども、表記上の問題なのですが、あちこちに、例えば14ページの左側の表を見ると、例えば⑦の入手元、それから⑥の使用目的、⑦の使用部署とかという所に「※」のマークがついているのですよね。ところが、この「※」って普通はここに何か注意だよという、「※」に関するコメントをどこかに入れるというものですよね。これどこにもコメントが何もありません。何のために「※」がついているのですか。

(田中市民サービス課係長) これは、保護評価書の様式に定められていまして、「※」がついている項目というのは、重要項目の扱いになりまして、今後、この項目の修正が発生すると、再度パブリックコメントが必要になってくるというものです。

(藤谷委員) 分かりました。一種のフラグということですね。標記方法を統一してください。

(多賀谷部会長) 「個人市民税に関する事務」については、所見欄については、すべて、「問題は認められない」となっていますが、監査法人からの指摘は一切なかったのですか。

(前田課税管理課主査) もちろん初めはありました。最初は、「個人市民税に関する事務」と「固定資産税・都市計画税に関する事務」を合わせて、40項目くらいの指摘がありました。順次修正をいたしまして、それが6項目になり、最終的にはゼロになりました。

◆議事(2) 全項目評価書の事前点検について

「イ 税務システム(その②) 固定資産税・都市計画税に関する事務」

(多賀谷部会長) それでは、次に、「固定資産税・都市計画税に関する事務」について所管課から説明をお願いいたします。

【実施機関の説明】

(前田課税管理課主査) では、説明に入らせていただきます。

固定資産税に関する事務につきましては、現時点で個人番号を取り扱う場面が非常に限定的であること。また保護評価書の記載については、個人市民税と共通する部分が非常に多いため、特筆すべきもののみご説明させていただきます。

7ページの「3 特定個人情報ファイル名」としましては、固定資産税・都市計画税賦課・収納情報ファイルとしております。

8ページのイメージ図としましては、個人市民税と大きく異なる点ですが、個人市民税に比べて大分項目が少ない図ですけれども、特に左下の方、現時点では情報提供ネットワークを通じた情報提供を想定しておりません。庁内他課に固定資産税に関する情報を提供する場合もございますが、これは税情報を利用する法令の根拠又は本人の同意があった場合においてのみ、個人番号を含まないデータの連携を想定しております。例えば、名前は入れないで価格だけとか、土地の地番だけとかです。

また、特定個人情報について、現時点では、これは図の上のほうですが、①償却資産申告書【電子】及び【紙】に限られております。固定資産税の中で特異なのが、償却資産について、情報のやりとりをこのような形でやっております、これを電子と紙でやってお

ります。

主要な土地や家屋の評価において、必要な主要な課税資料の入手先である法務局からの情報については、特定個人情報に含まれておりません。今回法務局の方はこの番号法の蚊帳の外といたしますか、法務局からいただく情報については個人番号が含まれないということになっております。

また、図の固定資産税システムのすぐ下にある（旧）住基ネット端末は、住民登録外のものについて調査等により判明した基本4情報をもとに個人情報を参照する場合に用いる想定でございます。あくまで税務システムとは接続しておらず、住基ネット端末で個人番号を確認し、それを税務システム上に登録する形で入手いたします。すなわち別々の端末の画面を見て、参照した上で入手するということです。

リスク等につきましては、固定資産税と市民税は共通しておりますので、局面の概要について重複しておりますので、特記すべき点についての説明は以上でございます。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） それでは、共通する点の質問がありますか。

（藤谷委員） それでは、かなりアトランダムになるかもしれませんが、業務ごとに見ていくと再委託は、各場面でありますよね。例えば、先ほどの個人市民税に関する16ページの所とか、これは開発保守ですけれども、これも再委託する。それから次の19ページのデータパンチも再委託するとなっていますよね。再委託は厳密にかなりあるということが、たまたまそこ2つですけれども。

それで、ただ再委託に関しては先ほどの後ろの方を見ますと、86ページを見ていただくと、左側の下のほうに、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保ということで、「十分に行っている」と記載してあって、その具体的な方法の所を見ると、契約書において原則として委託先は他者へ委託し、または請け負わせてはならず、再委託を行う場合には千葉市と委託先は協議した上、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして、千葉市が承認した場合のみ例外的に認めることと定めていると書いてあって、これだけ読むと先ほど私が言った手順の面はきちんとあるかなと思うのですが。

その点に関して、まず手順の面ですけれども、具体的に本当に再委託先におけるセキュリティのレベルだとか、そういうものをきちんと千葉市が判断するような実際の運用、そういう書面の資料が提出されているのかどうか。そこまで踏み込んで、そこまでやっている自治体を余り知らないのです、それは、千葉市で行われているのだったら、すごく良く行われていると思いますから、それはちょっとチェックしていただきたい。

それとさらに、2つ目で先ほど指摘しましたが、再委託先に対する罰則については、個人情報保護条例の所管部署が適用外だと言っているにもかかわらず、それで十分であるとしているのは理解できません。セキュリティの基本からいえば、客観的な防止策と主観的な抑止策は2つ揃って車の両輪なので、客観的な防止策だけが行われているからと言って、そういう心理的な抑止力が重大なものが欠けているにもかかわらず、同程度と評価して現にこれ再委託が何件も行われているとしたら、これは今までその点が見過ごされていたというふうに考えざるを得ませんので、そこはぜひ早急な対応をお願いしたい。この記載自体が十分な対策が行われているという、監査法人の指摘自体が不十分だと思います。

少なくとも、別にそれはベネッセの個人情報漏えい事件だけではなくて、再委託に関する問題というのは、そういう地方自治法上の守秘義務に刑罰が伴っていて、住基ネット等につながって、もちろん特定個人情報に応じて刑罰が課徴されているわけですが、でもそこら辺と、再委託したら刑罰がなくなることについてのセキュリティ上の抑止力の喪失、決定的な低下みたいなものを見過ごされているので、この点については、私は監査法人のすぐ後のこの評価については、納得できないと思いますので、その辺をぜひ見直していただきたい。

それと、これは質問なのですけれども、「個人市民税に関する事務」の63ページ以降の、いわゆるこれは固定資産の方にもあるのですけれども、「税務システムデータベース全記録項目」ということで、全記録項目が羅列されているのですが、この例えばこれ63ページの最初の「更新年月日」などの後ろのアルファベットは、これは何を意味しているのですか。

(山根税制課主査) 税制課の山根と申します。私からご説明いたします。例えば、文字という意味の頭文字など、項目名称を正式に記載しています。

(藤谷委員) 一つ一つ記載しているのですね。

(山根税制課主査) そうです。項目名称を正式に書くとなると、ここのハイフン以下まで書かせていただくのです。

(藤谷委員) 数字だとか、それなのね。

(山根税制課主査) はい。日本語としてはもう漢字の所だけで意味は完結していると思えます。

(藤谷委員) なるほど。果たして、ここまで書く必要があるのですか。というのは、これ自体は、私はこれ多分千葉市の個人情報条例上の、私は余り詳しく存じ上げないのだけれども、多分何をどのデータベースに記録しているかという、多分1回は多分個人情報審議会を通過して、全市民が一応閲覧できる状態にどこかでなっているはずですが、それは全記録項目さえ明らかにすれば良いのであって、これがキャラクターだとか、ニューメリックだとか、そこまで出すということは、私は別問題でセキュリティ上、かえって低下することになると思います。

もしこれ、要するにデータベースを持ってきた人が、いや、これはキャラクターだ、これはニューメリックだと分かっているならば、良いのであって、ここは多分この全項目評価の趣旨から言っても、項目として何があれば良いかが明らかであれば良いので、逆にこれは消してもらわないと、これが明らかになることによって、セキュリティはかえって低下しますよ。

(山根税制課主査) 今の時点では個人番号が入りそうな項目、全てを網羅しています。

(藤谷委員) 私が言いたいのは、項目は良いのですが、キャラクターとかニューメリックだとか、その特性までここに出す必要はないし、逆に、セキュリティの観点上やめていただきたい、と言っているのです。必要ない情報をここに盛り込んで、もし、外部から誰かが何とかしようと思ったときに、その情報があるだけで、データベースの解析がよほど容易になりますから。それはやめた方が良いでしょう。

それは固定資産の方もそうですし、住民基本台帳の方に、これと同じものがあつたかと思うのですが、いかがですか。

(多賀谷部会長) ありました。

(藤谷委員) 記録項目のみが書かれています。私は、住基の方の記載方法、これで良いと思うのです。やはり、税の方も、住基と同様にしなければいけないですよ。セキュリティの意識をしっかりとってください。必要のない項目まで出して、セキュリティレベルを低下させるなんていうのは、この情報公開開示するということと、セキュリティで守秘を守らなきゃいけないということは、隣り合わせなので、項目だけの記載方法に統一してください。また、もしかしたら、多分データベースの項目の順番どおりに、保護評価書に転記していませんか。

(山根税制課主査) そうですね。

(藤谷委員) セキュリティを考えるのだったら、意識的にシャッフルして、全項目は網羅しているけれども、データベースの項目を順番に並べていることが漏れないように、意識的にそこまで気を使うべきです。

(多賀谷部会長) その他、何か、ご意見はありますか。

(藤谷委員) すみません、あともう1点だけ。先ほどの86ページ、市民税に関する、86ページのさっき再委託を十分に行っているという点について、ご意見を申し上げたの

ですが、その少し上、特定個人情報ファイルの取扱いの記録という所で、記録を残している。いわゆるアクセスログの点を書いてあって、「保管期間は」と書いてあるのですが、アクセスログのチェックというのは、どこかで行っていると書いてありましたが、中間サーバーについてのアクセスログのチェックは行っていると確かどこかであったのを記憶しているのですが、他の所では、アクセスログをとっているかどうかという所だけ、このチェック項目になっているので。

アクセスログを幾らとっていても、ベネッセの事件でもアクセスログは当然とっていたのですよ。これはチェックすれば、要するに2、850万件も盗まれる前に、100万件くらい盗まれた段階でチェックすれば被害はそこで留められたのに、アクセスログをとってはいたけれども、チェックを野放しにしていたがために、あれだけの膨大なケースが盗まれたのですよ。アクセスログをとっているということ自体が心理的抑止力の一つではあるのですけれども、それをチェックしていないとなると、意味がないですよ。

そういう意味では、今アクセスログをとっているかどうかし基準にはないので、実はそういう意味で、具体的に記述しているかとか、とっているかだけでは基準が足りないと思うので、実際はアクセスログをとるだけではなくて、チェックをどれくらいの頻度で誰がどうやっているのですか。

例えば、ある自治体で、アクセスログのチェックが問題になったときに、アクセスログのチェックは委託先に任せています、という答えが返ってきたのです。待ってくださいと。それは委託先で不正なことを行えないために、委託先ではなく役所がやらなくてはならないでしょうと言ったら、「えっ」みたいな話だったので。

アクセスログについてはとっているか、「とっています」だけでは決して十分ではなくて、誰がどのような頻度で最低1か月に1回の不定期なチェックを行わなければならないと思います。アクセスログは非常に重要なので。これ、基準自体が甘いですし、当然この記載も甘いので、それはぜひ見直していただきたいです。

(山根税制課主査) 承知しました。実態としましては、その基準を設けておきまして、実行もしております、1か月に1度、アクセスの記録という帳票が必ず自動的にも出るようになっていて、それを確認していると。あとはアクセスログインの記録、これについては毎日とっております。

(藤谷委員) それは多分、住基のほうも同じなので、アクセスログについては、もう1回、全般的に記載自体を見直してください。

繰り返しになりますが、当然これは、国の示した「審査の観点」に沿って審査しているのですが、やはり、それで足りない部分があったら、付け加えて、さらに審査して、こういうものを行っていますと。

審査の観点ではそういう意味では最低限のやるべきことであって、足りない点をここまですべて審査をする。監査法人とも議論していただいて、こういう意見が部会ここだけで良いのか、審議会(全体会)に戻して付加の手順が良いのか分かりませんが、その辺は、ぜひ議論していただいて、特別にやっぱりこういう項目を設けて、それについて審査して、そこは足りません、例えば条例で罰則は言っていない、それは指摘を絶対直さないといけません。そういう点も含めて、やっぱり指摘と、そこをどうするかも含めて検討していただきたいと思います。

(多賀谷部会長) その他、ございますか。

(藤谷委員) すみません、さらに一点だけ。申し訳ないです。

先ほど部会長からのご質問の税務システムの所で、監査法人からの指摘のコメントがなかったのかというご質問があって、それに最初はあったが、最終的にゼロになったという話がありました。それ自体は私もシステム監査をやっているのですが、システム監査って最終的に何か監査の指摘自体が目的ではなく、監査のプロセスで、指摘をしてやりとりをして、なるほどそこはそうなんですと、それはプロセスとしては良いと思うのです。

ただ、むしろ監査法人による評価書の点検がしっかりと行われたかということ

も、我々としては結論だけじゃなくて、そういう意味ではこんな膨大なものですから、監査法人がどういう視点にどれだけきちんとやったのか、先ほど住民基本台帳の所では監査法人の具体的な記載が足りないということを言いましたが、最初どれだけの、どういう指摘があって、最終的にゼロになりましたという、そういう資料も、出していただくことが、むしろ監査法人による全項目評価自体が適切に行われたのか、それ自体も多分、部会でチェックしないといけないことだと思うので、そのプロセスを資料としてお出しいただきたい。

(久我政策法務課長) 資料は整理して、後日、提出したいと思います。

(多賀谷部会長) その他、何か、ございますか。

(なし)

(多賀谷部会長) 終了の時間が迫っていますが、オブザーバーの方、せっかく来ていただいているので、何かご意見がございますか。よろしいですか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、いろいろ修正意見、あるいは提案みたいな所で、提案はなかなか直ちには、一応今後も提案として留意していただくということで、修正意見につきましては、それに基づいて具体的に修正をお願いしたいと思います。

(4) その他

(多賀谷部会長) それでは、その他、事務局から何かございますか。

(久我政策法務課長) 本日の会議の議事録の確定方法ですが、後日、事務局の方で議事録(案)を作成いたしまして、委員の皆様へお送りしたいと思います。それで、ご意見を頂戴いたしまして、いただいたご意見を基に修正案を作成させていただきます。その確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(藤谷委員) ただ、ここでの今日の議事録の公表の時期はいつですか。というのは、市民意見聴取が19日から予定されていますよね。その前に部会でやったことが、一応部会ではこういう議論がなされていますというのが、市民の方の参考に供されるのか。それともそれは全く供されないのか。その辺はどう考えていますか。

(久我政策法務課長) 議事録の確定は、市民意見聴取の開始日までには間に合わないと思います。

(藤谷委員) 市民意見聴取の終了日である12月18日までに間に合わないのですか。

(久我政策法務課長) 終わりまでに間に合うかどうか、と思います。

(藤谷委員) そうですね。意見聴取の最初からというのは、時間が短いので、それは理解しますけれども、これだけ期間があるわけですから、全く市民の方に、これ公開の意味というのは、やっぱりこれだけ議論がなされて、そういうことが審議されているということを、やっぱり市民の方にも公開して、その市民の方のまさに意見の参考に供するのはせっかくですから。全くそれを終わった後であっても、そういう意味では参考にならないと思うので、ぜひ、どこかのタイミングでは間に合うようなスケジュールを考えてみるのも良いと思うのですが。

(久我政策法務課長) 議事録の形で、市民意見聴取の終わりまでに間に合わせようにするのか、それとも、こういったご意見があったというような形で、別に作成するのか。

(多賀谷部会長) もし、正式な議事録だと時間がかかるというのなら、議事録のポイントみたいなものを検討してみても良いのではないですか。

(藤谷委員) そうですね。

(久我政策法務課長) 議事録の作成時間等を踏まえ、検討しまして、またご相談をさせていただきます。

この点は、部会長さんの方にご相談をさせていただく形でよろしいでしょうか。

(多賀谷部会長) 私に一任いただいて、よろしいですか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) それでは、今後の流れの再確認について、事務局説明をお願いします。

(久我政策法務課長) 資料1-2「今後のスケジュール」を再度ご覧ください。

本日部会で委員さん方にいただきましたご意見を踏まえまして、反映できるものにつきましては、反映させたものを市民意見聴取にかけたいと思っております。反映の難しい大きな部分については、次回(第2回保護評価部会)の会議に送る場合もございますけれども、反映できるものを反映したものを作りまして、11月17日の月曜日を目途に審議会の委員さん全員に発送させていただきます。それを11月19日から12月18日まで、市民意見聴取ということで、させていただきますと思います。

その間ですが、大変お手数をおかけして申し訳ありませんが、11月30日までに再度何かご意見がございましたら、事務局の方にいただきたいと思っております。

委員さんからいただいた意見、また市民意見聴取の結果をまとめまして、第2回保護評価部会(1月8日)にかけさせていただきますと思います。年末年始を挟んでしまいますが、年内にそちらの資料をあらかじめ委員さんにお送りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

予定につきましては以上でございます。

(多賀谷部会長) それでは、以上で、第1回特定個人情報保護評価部会を終了します。

(久我政策法務課長) 本日は、慎重にご審議をしていただき、まことにありがとうございました。

——了——